

ID: 129

担当部署: 商工観光課

処分の概要	施設の用途及び現状変更の許可		
例規名 根拠条項	大河原町地方卸売市場条例 第7条第1項ただし書		
例規番号	昭和49年条例第18号		
【基準】 第7条の規定による。 (用途変更・転貸等の禁止) 第7条 使用者は、市場の施設の用途又は現状を変更してはならない。ただし、規則の定めるところにより町長の許可を受けたときは、この限りでない。 2 使用者は、許可を受けた市場施設の全部又は一部を転貸し、又は他人に使用させてはならない。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日